

## 令和7年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時  
令和8年2月12日（木）  
開会 午後1時35分  
閉会 午後2時20分
- 2 開催場所  
尾張旭市保健福祉センター4階 シアタールーム
- 3 出席委員  
上村千尋、柳生勝也、水野夏子、中道晶乃、松原美保子、谷口礼、仁城奈美子、朝見巳幸 8名
- 4 欠席委員  
松永啓嗣、峯村奈穂、安藤郁子、奥山陽史、杉浦ますみ 5名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
こども子育て部長 山本智子  
こども未来課長 山本慎平  
保育課長 川本英貴  
保育課指導保育士 澤村桂  
こども課長 塩田駒子  
こども家庭課長 小久保俊幸  
保育課長補佐 西尾元伸  
こども未来課こども政策係長 長瀬絵里子  
こども未来課こども政策係主事 竹浪琴乃
- 7 議題
  - (1) 会長の選出について
  - (2) 尾張旭市こども計画の変更について
  - (3) 利用定員の設定等について
- 8 配布資料
  - (1) 尾張旭市こども計画の変更について資料1
  - (2) 利用定員の設定等について資料2-1 資料2-2

9 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
部長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議を開会いたします。</p> <p>私は、こども子育て部長の山本でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、令和7年11月1日付けの委員改選後、初めての会議でございます。後ほど、会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、委員の皆様方におかれましては、この度、新たに又は再度委員に御就任をいただきまして、感謝申し上げます。</p> <p>尾張旭市子ども・子育て会議は、平成25年度に設置され、市子ども・子育て支援事業計画の推進に関することや特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事などについて御審議等いただく会議でございます。</p> <p>現委員の皆様が一同にお顔を合わせるのは本日が初めてでございますので、本来であれば皆様から御挨拶をいただくところでございますが、会議時間も限られておりますので、私からの皆様の御名前と御所属の紹介をもって皆様からの御挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>では、本日机上にお配りしております名簿の順に紹介させていただきます。</p> <p>金城学院大学 上村千尋様  尾張旭市小中学校PTA連絡協議会 柳生勝也様  尾張旭市小中学校長会 水野夏子様  尾張旭市民生委員児童委員協議会 中道晶乃様  尾張旭市地域活動連絡協議会 松原美保子様  有限会社新居の里 谷口礼様  尾張旭市学童クラブ連絡会 仁城奈美子様  市民公募 朝見巳幸様</p> <p>また、本日会議を欠席されておられますが、  公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部 松永啓嗣様  愛知県瀬戸保健所 峯村奈穂様</p>

	<p>一般社団法人瀬戸旭医師会 安藤郁子様  日立チャネルソリューションズ株式会社 奥山陽史様  市民公募 杉浦ますみ様</p> <p>が委員に就任いただいております。</p> <p>委員の御紹介は以上でございます。また、こども子育て部所属の事務局職員につきましては、名簿の内容をもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは会議を進行させていただきます。本日の出席委員は8名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第6条第2項の規定による定足数に達しております。なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をまいりますので、委員の皆様には御了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>議題に入ります前に、事務局から本日の資料を確認させていただきます。</p>
事務局 (こども未来係長)	<p>それでは、本日の資料を確認いたします。</p> <p>本日の資料は事前に送付させていただきました次第、資料1、資料2-1、資料2-2と、本日机の上に配布しております名簿です。不足等ございませんでしょうか。</p> <p>また、新任委員の方には本日お配りしておりますが、尾張旭市こども計画の冊子はお手元にありますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。事務局からは以上です。</p>
部長	<p>それでは、次第2の(1)「議題」の「会長の選出について」に入ります。</p> <p>尾張旭市子ども・子育て会議条例では、第5条第1項にて「会議には会長を置く」と規定しており、選出については「委員の互選により」定めることとなっております。</p> <p>委員の中で、どなたか推薦・立候補がありましたら、御発言をお願いします。</p>
水野委員	<p>会長には、子ども・子育て分野で大変学識経験豊かな金城学院大学の上村千尋委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。</p>
部長	<p>ただいま水野委員より御発声いただきました上村千尋委員にお願いしてはということですが、皆様いかがでしょうか。</p>
	<p>(異議等なし)</p>
部長	<p>ありがとうございます。御異議もないようですので会長を上村</p>

	<p>千尋委員にお願いしたいと思います。</p> <p>また、会長の職務代理者につきましては、あらかじめ会長が指定することとなっておりますので、上村会長より指名をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、会長が指名するということですので、職務代理者として、小中学校長会の水野夏子委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。</p>
部長	<p>会長からの指名がございましたので、職務代理者は水野夏子委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長が決まりましたので、上村委員には議長席への移動をお願いいたします。</p> <p>以降の会議の進行につきましては、議長であります上村会長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆様よろしく申し上げます。</p> <p>前回に続いて拝命いたしました、上村千尋です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>尾張旭市は、何回も議論を重ねながら、こどもだけではなくて、こども・若者という、国が今求めている地域のこども家庭福祉、こどもの育ち・健全育成、特別な配慮を要するこどもたち・若者、子育て期にある保護者の支援など、非常に多様で複雑なニーズがある中で、それを踏まえてより良いアクションプラン・計画を立案し、実行し、振り返りをするというを、会議の中で、進捗状況も含めて拝見・拝読しておりました。</p> <p>この度新しく、次年度に向けてということで、今日御出席いただいている委員の皆様と一緒により良いこども福祉行政にしていくためと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>最後に、本日、14時30分頃を目安に会議を終える予定でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議につきましては、次第に従い進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次第2の(2)「尾張旭市こども計画の変更について」についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (こども未来係長)</p>	<p>議題2「尾張旭市こども計画の変更について」説明いたします。 お手元に、資料1と尾張旭市こども計画の冊子を御用意ください。</p> <p>今回、初めて参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、最初にこども計画について説明させていただきます。</p> <p>こども計画を1ページめくっていただき、「はじめに」を御覧ください。</p> <p>3段落目、写真の下からになります。この計画を策定した理由として、「本市では、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の行政サービスを適切に提供するため、2期にわたって子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してまいりました。令和5年4月にこども基本法が施行され、国において、「こどもまんなか社会」の実現をめざすための「こども大綱」が策定されたことから、本市においても、これを勘案した「尾張旭市こども計画」を新たに策定」いたしました。</p> <p>計画の内容については、次のページの目次を御覧ください。 章ごとに、計画策定の概要、市の現状、基本的な考え方、各種施策、支援事業計画などを掲載しております。</p> <p>次に4ページを御覧ください。</p> <p>「3 計画の期間」は、令和7年度から令和11年度までの5年間としており、「5 計画の策定体制」のとおり、本会議の委員の皆様からも御意見をいただきながら、策定しました。</p> <p>次に、計画の基本的な考え方について説明しますので、35ページを御覧ください。</p> <p>計画の基本理念を「幸せつむぐ すべてのこども・若者の笑顔があふれ、子育てしやすいまち 尾張旭」とし、その実現に向けて、ページ下の方に記載していますが、6つの基本目標を定めています。</p> <p>具体的な施策については、次の36ページから53ページまでに記載しており、各施策の進捗状況については、毎年度本会議で御報告させていただく予定です。</p> <p>続いて、54ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、子ども・子育て支援事業計画に関する部分です。</p> <p>「1 趣旨」に記載のとおり、子ども・子育て支援法において、市町村は、国の基本指針に即して、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされております。</p> <p>55ページに記載の、幼稚園・保育所などの教育・保育事業、</p>
--------------------------	--

利用者支援事業などについて、61ページ以降で、どれくらいの利用見込みがあって、そのためにどれくらいの受け皿を用意するか、ということを年度ごとに定めています。

以上が、簡単ではございますが、本市のこども計画の説明になります。

それでは、資料1を御覧ください。

今回、こども計画の変更が必要になるのは、令和8年度から全国で実施されることになる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関係する部分です。

御存じの方もいらっしゃると思いますが、この事業は、(1)目的として、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため実施される事業です。

(2)事業内容は、0歳6か月から満3歳未満の保育園等を利用していない未就園児を対象とし、保護者の就労要件を問わず、こども1人当たり月10時間まで利用することができ、保護者負担額は1時間当たり300円です。

想定される利用方法としては、例えば朝10時に預けて、給食を食べて午後2時にお迎えに行く4時間の利用、朝9時に預けておやつ、給食を食べて午後3時にお迎えに行く6時間の利用、この2回で1か月10時間の上限となります。

利用に当たっては、全国共通のシステムで施設予約などができます。

のちほど、議題3でも御説明いたしますが、現在市では、令和8年4月の事業開始に向けて準備を進めております。

では、具体的な計画変更部分について御説明します。

「2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係るこども計画の変更」としまして、(1)こども計画に位置づけが必要となる事項について、これは先ほどこども計画の説明で少し触れましたが、国の基本指針で定められているものです。

今回、基本指針が改正され、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」について、位置づけが必要とされました。

これを受けて本市のこども計画も変更することとしたものです。

ここで、こども計画の冊子69ページを御覧ください。真ん中

	<p>の「5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」の部分です。</p> <p>一体的に提供する体制というのは、幼稚園や保育所などでの教育・保育を、乳幼児期の発達過程の中で、切れ目なく提供する体制のことです。</p> <p>乳児等通園支援事業の利用対象は、保育園などを利用していない3歳未満の子どもになるため、乳児等通園支援事業を利用して、3歳以降に幼稚園や保育園を利用することとなる場合が想定されますが、乳児等通園支援事業で利用していた施設とは別の幼稚園や保育所を利用することになる場合、適切な支援が途切れることのないよう、施設や事業者間での連携強化が図られるべきであり、そのことを計画に明記する必要がある、とされました。</p> <p>このことについて、資料1の下の方、枠で囲った部分を追記することとします。</p> <p>令和8年4月より新たに開始する事業になりますので、どの程度の需要があるのか未知数ですが、乳児等通園支援事業を利用したこどもが3歳になってからも、円滑に他の保育所等へ接続できるよう支援していきたいと考えております。</p> <p>以上が尾張旭市こども計画の変更についての説明となります。</p>
会長	<p>事務局から、尾張旭市こども計画の変更について説明がありました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>0から3歳未満の保育の受け皿はニーズが高い中で、広報も含めて周知されることによって、利用が可能となってくるのではないかと思います。</p> <p>また実施される中で、課題等があるかもしれません。切れ目なく育ちをつないでいくという文言を、計画の中に加えたという点では、非常に本稿における支援事業の趣旨を踏まえた変更点だと思っております。</p> <p>特に委員の皆様からの御質問・御意見等はございませんので、続きまして、議題2の(3)「利用定員の設定等について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (こども未来係長)	<p>議題の(3)「利用定員の設定等について」御説明します。</p> <p>お手元に、資料2-1、資料2-2と尾張旭市こども計画の冊子を御用意ください。</p> <p>始めに、資料2-1を御覧ください。</p>

1 民間保育所の新設については、令和6年度に、待機児童解消のため、尾張旭市待機児童解消プランに基づき、令和8年4月1日に保育所を開設・運営する事業者を公募し、応募のあった2者を選定しました。2園は現在建設中です。

保育所の開設にあたっては、愛知県が保育所の基準を満たしているか審査をして認可し、市が利用定員の確認を行います。なお、認可については現在手続中で、3月までに認可される見込みとなっています。

2 利用定員の設定に係る意見聴取について、

市が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議に意見を聴くことが法律で定められていることから、皆様の意見をお聴きするものです。

この利用定員とは、市から施設へ支払う給付費の対象となる定員のことで、認可定員の範囲内で決めるものになります。

利用定員の人数は、施設を利用できる人数の上限とすることが一般的ですが、一度定めた後、入所者数の見込みなどから、認可定員を下回って設定することもあります。

意見聴取に関する法律は、資料2-1の下の枠内になります。

枠内の下から4行目の二重下線部分、「利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。」とされている部分になります。

資料2-1中央に戻っていただき、利用定員を設定する民間保育所2園について御説明します。

ひとつめは、「てとろ花さく保育園」で、事業者は社会福祉法人てとろです。

開設場所は、北原山の土地区画整理地内です。瀬戸街道の、尾張旭と三郷の中ほどにある、スギ薬局やドラッグストアスギヤマのある南原山町の交差点を北へ進み、名鉄瀬戸線の線路を越え、きたはらやまクリニックのある辺りを西側に入ったところになります。

利用定員は、0歳児6名、1・2歳児それぞれ15名、3・4・5歳児がそれぞれ18名の合計90名で、認可定員と同数です。

ふたつめは、「トレジャーキッズあさひまえ保育園」で、事業者は株式会社セリオです。

開設場所は、旭前駅から北西へ徒歩3分ほど、タチヤの西側になります。

利用定員は、0歳児6名、1歳児10名、2歳児13名、3・4・5歳児がそれぞれ17名の合計80名で、認可定員と同数です。

2園新設に伴う定員増は、こども計画に反映されております。お手元の冊子62ページを御覧ください。

一番上の表の教育・保育事業（2号認定）は、3～5歳の認可保育所に関する部分になります。

上から3段目の、特定教育・保育施設の利用定員は、令和7年度の1,142人が、その右の令和8年度では1,192人と、50人増加しています。

この人数は、他の保育園での保育士の配置基準の見直し等による55人の減少と、先ほどの新設2園の3～5歳児の利用定員、合計105人の増加を反映した内容となっております。

同様に、その下以降の表の3号認定は、0歳から2歳までのそれぞれのものになり、先ほどと同様、他の増減要素に、今回の新設2園の増加分が反映されております。

このため、2園新設に伴い、こども計画を変更する必要はございません。

以上が、民間保育所2園の新設に伴う利用定員の設定についての説明となります。

続いて、資料2-2を御覧ください。

こちらは、先ほど議題2で説明しました、乳児等通園支援事業に関する利用定員の設定等についてです。

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び利用定員の設定についての意見聴取です。

こちらは、市が事業認可も行うため、認可と利用定員の設定の両方について、子ども・子育て会議にその意見を聴くこととされています。

関連する法律は、その下の枠内になります。

まず、認可については、児童福祉法の条文上から3行目の二重下線部分、「認可をしようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされている部分になります。利用定員の設定については、子ども・子育て支援法の下から3行目の二重下線部分、「利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。」とされている部分になります。

2 実施施設について、現在市内で保育事業を運営しており、事業者公募に応募があった5施設です。位置は、地図の中で、枠で囲われている5施設です。

各実施施設は、資料の右側のとおりです。

1つめは、「はんのき保育園」です。こちらは公設の保育所で、社会福祉法人オールフェアリーが指定管理者として運営を行っています。

認可定員、利用定員は、ともに5人で、内訳は、0歳児1名、1・2歳児がそれぞれ2名です。

事業の種類は、一般型で、保育園児と合同保育をするという形態です。

事業の種類には、この一般型と、その下のレイモンド庄中保育園にある余裕活用型の2つがあります。

一般型は、保育所の定員とは別に、誰でも通園制度の定員を設定するものです。

一方、余裕活用型は、保育所の定員に空きがある場合に、その空き枠に乳児等通園支援事業の利用者を受け入れる形態になります。このため、年度当初は空きがあっても、年度途中で入園して空き枠がなくなれば、乳児等通園支援事業の利用者の受入れがストップされることとなります。

開所日等は、平日の9時から16時までで、曜日ごとに受入れ年齢を設定しています。

2つめは、「レイモンド庄中保育園」です。こちらは私立保育所で、社会福祉法人檸檬会が運営を行っています。

認可定員、利用定員とも2人で、内訳は、1・2歳児それぞれ2名です。

事業の種類は、余裕活用型で、開所日等は、月火水曜日の9時から11時までで、給食の提供はありません。

3つめは、「nursery school family」です。こちらは私立の小規模保育事業所で、柴田健壺さんが運営を行っています。

事業の種類は、一般型と余裕活用型の併用で、認可定員、利用定員はそれぞれ3人、0・1・2歳児の合計で3名です。

開所日等は、平日の9時から15時30分までです。

4つめは、「キラキラスター保育園」です。こちらも私立の小規模保育事業所で、先ほどと同様、柴田健壺さんが運営を行っています。

認可定員、利用定員は、それぞれ3人で、1・2歳児の合計で

	<p>3名です。</p> <p>事業の種類は、余裕活用型で、開所日等は、平日の9時から15時までです。</p> <p>5つめは、「リトルフレンズほいくえん みなみはらやま」です。こちらも私立の小規模保育事業所で、株式会社リトルビットが運営を行っています。</p> <p>認可定員、利用定員とも2人で、内訳は、0歳児1名、1・2歳児の合計で1名です。</p> <p>事業の種類は、余裕活用型で、開所日等は、木曜日が9時から15時半まで、土曜日が9時から18時までとなります。</p> <p>以上が、令和8年4月から実施予定の5施設の事業内容の説明になります。</p> <p>なお、こちらの事業についても、こども計画に掲載しています。</p> <p>お手元の冊子68ページを御覧ください。ページ一番下の表が、乳児等通園支援事業になります。</p> <p>計画では、制度利用対象となるこども全員が、利用可能時間を使う場合に必要となる定員数を記載しています。ただし、計画上は利用時間帯等は考慮していないため、数字だけ見るとわかりづらいのですが、今回の5施設の定員数や開所時間等により、制度利用対象となるこどもの約2割程度が利用できる定員数になります。</p> <p>この制度は、令和7年度に試行で実施している自治体があり、公表されている実績によれば、対象者の2割程度が利用しているとのことですが、今後全国的に実施され、制度周知が一層図られることにより、利用希望が増加することも見込まれるため、市としては引き続き、事業実施施設が増えるよう働きかけをしていきたいと考えております。</p> <p>以上が乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る認可及び利用定員の設定についての説明になります。</p> <p>なお、御覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、2月号の広報と市ホームページで本制度の御案内を掲載しております。具体的には、利用を希望される保護者の方に行っていただく手続の御案内などですが、今後、市で施設の認可・確認の手続を経て、実施施設についての御案内もホームページで周知していく予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があれ

	<p>ばお願いしたいと思います。</p>
谷口委員	<p>保育者の配置人数に関してということで、2園の開園というのは、こどもを受け入れる間口が広がって、とても重要なことであるなと思いました。</p> <p>こども誰でも通園制度に関しては、うちは参加できていない状態ではあるんですけど、市のリフレッシュ保育事業が大変需要があったということで、市内の園で展開されること、また、今初めて拝見したんですけど、開所時間や日数だったり、いろいろバラエティーに富んでいて、9時から18時までだったり、利用者さんの方でもいろんな時間帯が選べて、より活用方法が増えていくのかなと思って、利用者さんにとってとても有意義ではないかなと思いました。</p> <p>なお、私共の方も今後の動向を見させていただいて、まだ参加できていないので、できたら良いなと思った次第です。</p>
会長	<p>こども誰でも通園制度という名称である以上、どういったこどもであっても、と受け取ることとなります。</p> <p>例えば、外国にルーツのあるお子さんや、配慮が必要なお子さんの場合に、より先ほどの計画書の文言の変更にもありました通り、育ちをつないでいくという視点においても、排除せずに受け入れる、受け入れた以上は、数回の利用であってもどういうふうに関別々に保育するか、保護者に働きかけるか、というのは運用の流れが求められるものになってくるかもしれないので、そのあたりについては、何かアナウンスや情報提供とかはされておりますでしょうか。</p>
事務局 (保育課長)	<p>制度利用にあたっては、必ず、利用する保育所の方で面談を受けていただくこととなります。そこでまずどういうお子さんかをしっかり把握して、昼食をとられる方もおられますので、アレルギーのこととかもしっかり把握しながら受け入れ体制を整えていきたいと思っております。</p> <p>また、この誰でも通園制度は3歳になれば普通の通園に変わってきますので、そういったところのつなぎ役としてもしっかり保育園の方で見させていただいて、お子さんが安心して育っていける環境を整えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>続きまして、次第3その他に移ります。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。</p>
事務局 (こども未来係長)	<p>今年度の子ども・子育て会議は今回が最後となります。来年度は、最大4回の開催を予定しております。</p>

	<p>所属される団体によっては、人事異動等により委員の変更があるかと思いますが、変更に必要な手続については改めて御連絡をさせていただきます。</p> <p>事務局からの連絡は以上です。</p>
会長	<p>ただ今の事務局からの連絡について、御質問、御確認等がありましたら、発言をお願いします。</p>
	<p>(発言なし)</p>
会長	<p>本日は、長時間に渡って御議論いただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。</p> <p>皆様、円滑な議事進行に御協力いただき、大変ありがとうございました。</p>